

【利用調整における基準指数及び調整指数】

《保育の利用基準表》

※父母それぞれの指数の合計

※要件を合算する場合は上限を20点とします。(※1)

号	保護者の状況等			基準指数
1	就労 (※2)	月20日以上実働7時間以上の就労が常態		20
		月20日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態		19
		月20日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態		18
		月20日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態		17
		月20日以上実働4時間未満で月64時間以上の就労が常態		15
		月16日以上実働7時間以上の就労が常態		17
		月16日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態		16
		月16日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態		15
		月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態		14
		上記以外で月64時間以上の就労が常態		14
		内職		※3
2	就労内定または 就学内定	認可保育施設への入園の後2ヶ月以内の就労または就学が内定している。 (就労内定証明書または就学内定証明書が提出されている場合に限る)		※4
3	就労予定(求職中) または就学予定	認可保育施設への入園の後2ヶ月以内の就労または就学を予定している。		10
4	出産の前後	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合		18
5	疾病	1ヶ月以上の入院または入院予定		20
		居宅内 療養	常時病臥	20
			精神性	18
			一般療養	18
			医師が1ヶ月以上の安静を要すると診断した場合 医師が1ヶ月以上の通院加療を要すると診断した場合	14
6	障害	身体障害者程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2、精神障害者保健福祉手帳3級程度以上である場合		20
		身体障害者程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1である場合		18
		身体障害者程度等級が4級(聴覚障害を除く)、5級、6級又は7級、知的障害の程度がBの2である場合		14
7	介護・看護等	病院・施設等の付添い(常時付添い)		※5
		在宅介護	重度障害者(要介護認定3から5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2である者)の介護	20
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である場合)	18
			上記以外の場合(自宅外の介護を含む)	14
8	災害	震災・風水害・火災・その他の災害により家屋が損傷を受け、その復旧にあたっている場合		20
9	学校・職業訓練施設等に 通学又は通所している場合 (※6)	1ヶ月に通学又は通所している日数が20日以上の場合		16
		1ヶ月に通学又は通所している日数が18日以上の場合		15
		1ヶ月に通学又は通所している日数が16日以上の場合		14
		上記以外の場合		12
10	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居中		20
11	上記以外	児童の保護者が前各号に類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合		1～6号を準用

※1 要件が2つ以上に該当する場合は、該当する号に定める指数からそれぞれ10点を控除して得た指数を合計した指数に10点を加えた指数(当該指数が20点を超える場合には、20点)により算定する。
ただし、2号から4号までのいずれかに該当する場合にあつては、2号から4号までを除き、該当する号に定める指数からそれぞれ10点を控除して得た指数を合計した指数に10点を加えた指数(当該指数が20点を超える場合には、20点)と、2号から4号までのいずれかに該当する指数のいずれか高い指数により算定する。

※2 認可保育施設への利用申込みにおいて、保護者が申込み児童以外の乳幼児の産前・産後休暇又は育児休業を取得し、復職しない申し出があった場合の指数は、－2点を用い調整する。

※3 内職の場合の基準指数は、第1号の就労を準用し、－2点を用い調整する。

※4 就労内定の場合の基準指数は、就労(内定)証明書に記載されている就労形態・就労日数・就労時間により就労中の場合と同様に算定し、－2点を用い調整する。

就学内定の場合の基準指数は、通学(通所)の内定証明書に記載されている通学(通所)日数・通学(通所)時間により就学中の場合と同様に算定し、－2点を用い調整する。

※5 介護・看護等の病院・施設等への常時付添いの基準指数は、第1号の就労の基準点を準用する。

※6 学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が64時間以上とする。

《保育の利用基準調整表》

家庭の状況等		指数	転園 ※6
世帯	1 ひとり親世帯で同居の祖父母がいない場合	+5	
	2 保護者の1人が単身赴任、入院等により1年以上長期不在(予定も含む)の場合(住民票、会社の証明、診断書等による確認ができる場合に限る)	+1	
	3 生活保護世帯である場合	+2	
	4 同居している65歳未満の祖父母が保育することができないことの確認ができない場合	-3	○
	5 市外在住者(保護者のいずれかが市内在勤) ※転入予定であることが確認できる場合を除く	-4	
	6 市外在住者(市外在勤) ※転入予定であることが確認できる場合を除く	-6	
保護者	7 産後休暇・育児休業(制度有)が明け、復職する場合	+2	
	8 市内の認可保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する場合	+10	
	9 市内の認可保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として就労が内定している場合	+10	
	10 市外の認可保育施設、又は市内外の認可外保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する場合	+1	
	11 育児休業取得により一度退園し、育児休業明けの復職に伴い再度認可保育施設への利用を申込みする場合(育児休業取得の対象児童が同時に申込み場合は、その児童も同様に加点)	+5	
	12 勤務先の破産、整理解雇その他の自己の責めに帰すべき事由によらない離職により求職活動中である場合(入所等を開始する月が、離職日の属する月の翌月から4ヶ月以内にある場合に限る) ※1	+2	
児童	13 申込み児童を認可外保育施設等に有償で預けているのを常態としている ※2	+3	
	14 市外から転入(転入予定)した児童が転入前の市区町村において認可保育施設を利用している場合 ※3	+3	
	15 5歳児クラスを持たない市内の認可保育施設を継続して3ヶ月以上利用している、又は市内の家庭的保育事業等を継続して3ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育施設への利用を申込み場合(4月入園の利用調整時のみ) ※4	+5	
	16 認可外保育施設等における保育を有償で受けることを常態としている児童について、当該認可外保育施設等が廃止されることにより、当該保育を受けることができなくなることに伴い利用申込みを行う場合(当該認可外保育施設等が廃止される月の翌月入園の利用調整時のみ)	+5	
	17 申込み児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する場合	+1	
	18 入園を希望する認可保育施設を兄弟姉妹(4月からの入園希望の場合は、卒園予定の児童を除く)が利用している場合	+3	
兄弟	19 小規模保育事業による保育の利用を希望する場合、その連携施設となっている認可保育施設における保育又は連携施設となっている幼稚園における預かり保育を兄弟姉妹が利用している場合 ※4月入園を希望する場合は、兄弟姉妹が卒園予定の場合を除く	+3	
	20 認可保育施設における保育の利用を希望する場合、それが連携施設となっている小規模保育事業による保育を兄弟姉妹が利用している場合 ※4月入園を希望する場合は、兄弟姉妹が卒園予定であり、連携施設となっている認可保育施設への入園の内定を受けていない場合を除く	+3	
	21 利用申込みに係る児童の兄弟姉妹が利用している認可保育施設への変更(転園)を希望する場合	+2	○
	22 未就学児が3人以上いる場合(申込み児童を含む)	+1	
	23 双子児以上の申込みの場合	+1	
	24 申込み児童以外の未就学児がいるが、その児童の認可保育施設の利用申込みをしない場合 ※5	-3	
その他	25 希望した認可保育施設に入園内定をしたが、自己都合により内定又は入園を辞退し、その後12ヶ月以内に再申込みをする場合	-5	
	26 利用申込みににおいて希望した認可保育施設に入園した後に、当該申込みににおいて希望した他の認可保育施設への変更(転園)を希望する場合 ※兄弟姉妹が利用している認可保育施設への変更を除く	-5	○
	27 保育料の未納があり、保護者が保育料の納付に関する相談に応じず、又は保育料の納付誓約を履行しない場合	-5	○
	28 児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1~10	○

※1 ハローワークからの受給資格証の提出が必須となります。

※2 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、事業所内保育施設、居宅訪問型保育(いずれも都道府県知事に届出している施設又は会社の就業規則等に定めがある施設に限る)です。月64時間以上の就労もしくは就学のため、又は妊娠出産(産前産後休暇は含まない)のために、月極契約(月64時間以上)をしている場合に限ります。求職活動・就労就学内定・産前産後休暇・育児休業中の場合は、適用となりません。7号と13号が該当する場合は調整を行い、いずれか一つを適用します。また、16号が適用される場合、13号との併用はできません。

※3 求職活動、又は弟、妹の産前産後休暇・育児休業中で利用している場合は適用となりません。

※4 4月入所申込み受付期間の締切日時点で3ヶ月以上継続して入所又は利用していることが条件となります。

※5 幼稚園及びその他福祉施設等に通所している場合は除きます。

※6 保育所等変更(転園)申請については、「転園」欄に○がついた指数のみ適用します。

《優先順位(基準指数と調整指数の合計が同一の場合)》

順位	保護者の状況等
1	両親が不存在である場合又は死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁若しくは離婚調停中の別居により両親の一方が不存在である場合
2	過去の利用申込みにおいて希望した認可保育施設に入園内定した後に当該内定を辞退したことがない場合
3	期日までに児童が家庭において保育を受けることが困難な事由を証する書類が全て提出されている世帯
4	保護者が市内居住者である場合又は市内に転居予定である場合
5	保育の利用基準調整表による調整前の指数が高い場合
6	入園を希望する認可保育施設を兄弟姉妹(4月から入園を希望する場合は、卒園予定の児童を除く。)が利用している場合
7	利用申込みに係る当該児童の兄弟姉妹が障害を有する場合(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合に限る。)
8	利用申込みに係る当該児童の18歳未満の兄弟姉妹の数が多い場合
9	保育料の未納がない場合
10	利用を希望する認可保育施設の希望順位の高い世帯
11	保育料算定年度の市町村民税(特別区民税を含む。)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合計額が低い場合

(注) 新規入園の利用申込み者と、認可保育所等変更(転園)の申込み者の基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、上記の優先順位によらず、新規入園の利用申込み者を優先するものとする。